

諫早市排水設備指定工事店 指定事項変更 に必要なもの

	必要書類	代表者変更		役員変更		商号変更		所在地変更		責任技術者選任	責任技術者解任	備考	✓
		法	個	法	法	個	法	個	法/個	法/個			
①	諫早市排水設備指定工事店 指定事項変更届（様式第9号）	○		○	○			○	○	○	○		
②	申請者の身元証明書	○		-	-			-	-	-	-	代表者の本籍地の市町村発行のもの	
③	住民票（原本）	○		-	-			-	○	-	-	代表者のもの	
④	登記簿謄本（原本）	○	廃止届を提出後、	○	○	廃止届を提出後、		○	-	-	-		
⑤	定款の写し	○	新たに新規で申請してください	-	○	新たに新規で申請してください		-	-	-	-	原本証明が必要※1	
⑥	誓約書 （様式第2号）	○		-	-			-	-	-	-		
⑦	誓約書 （様式第2号の2）	-		○	-			-	-	-	-		
⑧	営業所の平面図・写真・付近 見取り図（様式第3号）	-		-	-			○	○	-	-		
⑨	選任責任技術者名簿 （様式第4号）	-		-	-			-	-	○	○		
⑩	責任技術者証の写し	-		-	-			-	-	○	-		
⑪	雇用関係を証明するもの	-		-	-			-	-	○	-	雇用関係を証するもの※2	
⑫	委任状	△		△	△			△	-	-	-	※営業所で申請する場合	
⑬	指定工事店証の写し	○		-	○			○	○	-	-		

※1 原本証明の例

本定款は原本と相違ないことを証明します。
 令和 年 月 日
 ○○株式会社 代表取締役 △△ △△

※2 雇用関係を証するもの

- ① 組合健康保険、政府管掌健康保険被保険者証（雇用関係を証明できない国民健康保険証は除く）
★保険証は有効期限内のものに限る
- ② 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
- ③ 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し
（①～③の書類の提出が困難なときは、ご相談ください。）